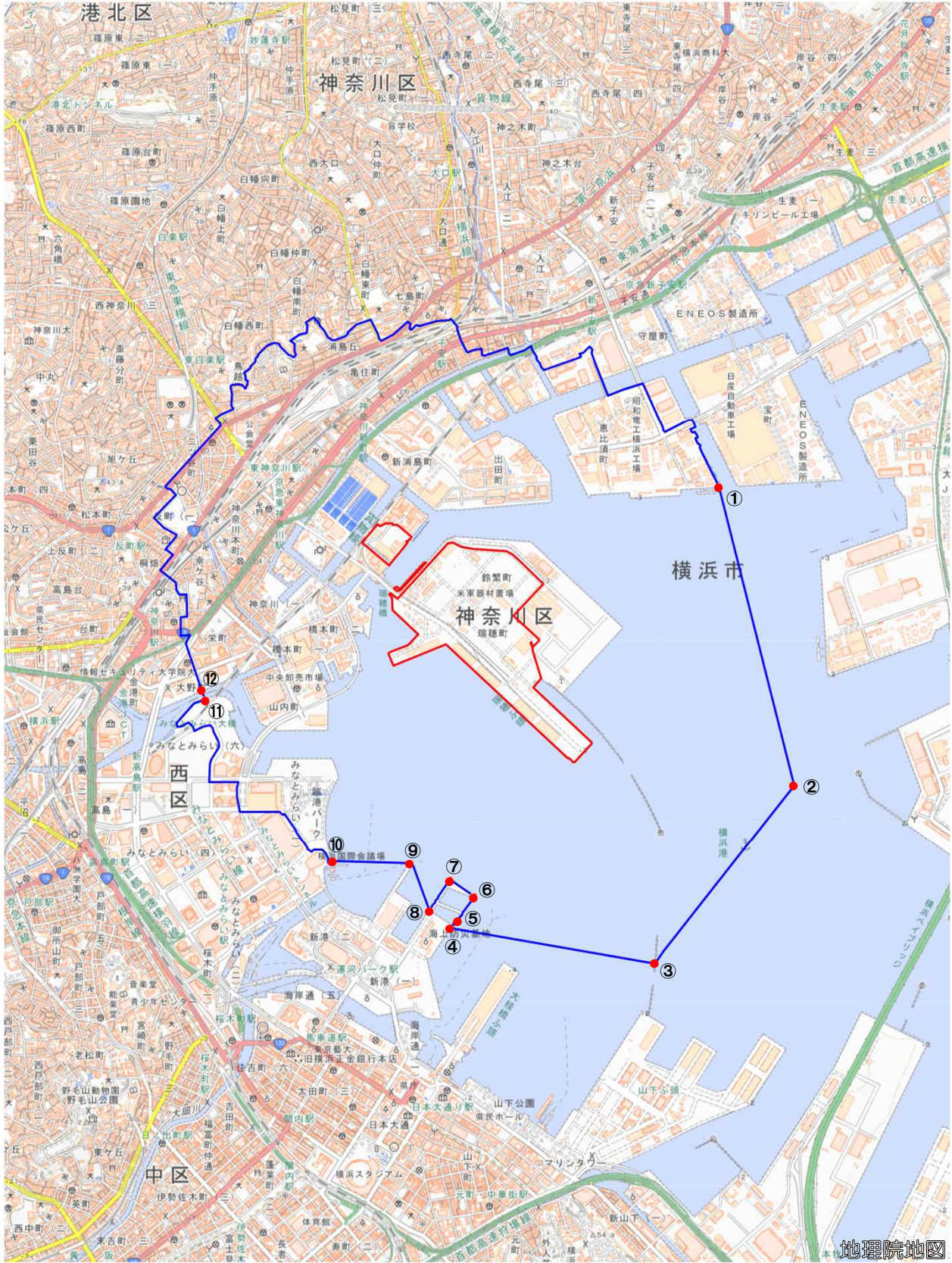


横浜ノース・ドック

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横浜市神奈川区	瑞穂町ほか
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横浜市神奈川区	鈴繁町、千若町二丁目及び瑞穂町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横浜市神奈川区	青木町（次の図面に示す部分に限る。）、出田町、浦島丘（次の図面に示す部分に限る。）、浦島町、恵比須町（次の図面に示す部分に限る。）、大野町（次の図面に示す部分に限る。）、神奈川一丁目及び二丁目、神奈川本町、亀住町、幸ヶ谷（次の図面に示す部分に限る。）、子安通一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、栄町（次の図面に示す部分に限る。）、白幡南町（次の図面に示す部分に限る。）、新浦島町一丁目及び二丁目、新町、鈴繁町、立町、反町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、千若町一丁目から三丁目まで、富家町、鳥越（次の図面に示す部分に限る。）、七島町（次の図面に示す部分に限る。）、西神奈川一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、橋本町一丁目から三丁目まで、東神奈川一丁目及び二丁目、広台太田町（次の図面に示す部分に限る。）、二ツ谷町（次の図面に示す部分に限る。）、星野町、瑞穂町、守屋町一丁目から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで並びに山内町
	神奈川県横浜市西区	みなとみらい一丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	<ul style="list-style-type: none"> 一 北緯三十五度二十八分三十八秒、東経百三十九度三十九分四十二秒の点 二 北緯三十五度二十七分四十五秒、東経百三十九度三十九分五十九秒の点 三 北緯三十五度二十七分十三秒、東経百三十九度三十九分二十八秒の点 四 北緯三十五度二十七分二十秒、東経百三十九度三十八分四十四秒の点

		<p>五 北緯三十五度二十七分二十一秒、東経百三十九度三十八分四十六秒の点</p> <p>六 北緯三十五度二十七分二十五秒、東経百三十九度三十八分四十九秒の点</p> <p>七 北緯三十五度二十七分二十八秒、東経百三十九度三十八分四十四秒の点</p> <p>八 北緯三十五度二十七分二十三秒、東経百三十九度三十八分三十九秒の点</p> <p>九 北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分三十五秒の点</p> <p>十 北緯三十五度二十七分三十一秒、東経百三十九度三十八分十九秒の点</p>
	<p>十一に掲げる点と十二に掲げる点とを結んだ線及びこれらの点を結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>十一 北緯三十五度二十八分〇秒、東経百三十九度三十七分五十一秒の点</p> <p>十二 北緯三十五度二十八分二秒、東経百三十九度三十七分五十秒の点</p>
<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>		

横浜ノース・ドック周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。

国土地理院の地理院地図を利用	
対象施設の区域	
対象施設周辺地域	